

# 会 議 録

|       |      |                                                                          |                                            |
|-------|------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 内容承認  | 公開・非 | <開催日>平成 22 年 2 月 10 日(水)<br><時 間>13:30~15:45<br><場 所>岸和田だんじり会館<br>1階 会議室 | <傍聴人数> 1 名<br><傍聴室><br>岸和田だんじり会館<br>1階 会議室 |
| 山口委員長 | 公開の別 |                                                                          |                                            |
| 承認    | 公開   |                                                                          |                                            |

<名称> 平成 21 年度第 5 回岸和田市自治基本条例推進委員会（第 2 期）

<出席者>

（自治基本条例推進委員会委員出欠状況）○は出席、■は欠席

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 山 | 松 | 白 | 西 | 木 | 植 | 谷 | 雨 | 数 | 稲 | 神 | × | 次 | 中 | 橋 |
| 口 | 村 | 石 | 出 | 下 | 田 | 脇 | 田 |   | 富 | 谷 | 野 | 井 | 村 | 本 |
| ○ | ○ | ○ | ■ | ○ | ■ | ○ | ■ | ■ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

事務局）企画課：梶野参事、菅本主査、陣川

<議題>

- ・ 建議に対する各課取り組み状況調査結果の追加報告
- ・ 条例の趣旨普及について
- ・ 条例の見直しの検討について

<概要>

## ●建議に対する各課取り組み状況調査結果の追加報告

（事務局）

前回推進委員会にて検討課題として作業部会に依頼された項目について、議論の中で各委員から出された意見と、まとめを検討結果として報告する。

（委員長）

作業部会でのまとめがなされているが、今回はこの結果を受けて了承するのかもしくは違った観点から付加していくのかの議論を行うことになる。今期の委員会の任期が 11 月末までであり、時間的にまだ余裕があるので、検討結果を受けてもう一回くらい補充的な各課調査が可能。作業部会からの追加意見等はないか。

（委員）

大阪府では障害者自立支援法が平成 18 年に施行されていて、男女共同参画条例が平成 14 年に施行されている。それにもかかわらず岸和田市ではなぜできていないのか、もう少し理由を調査してほしい。

（委員）

行政手続条例のまとめについて、補助金とその審査基準の公開の部分の表現が分かりにくい。

（委員）

公益通報者保護制度のまとめをもう少し強い表現にしてほしい。作業部会では設置にともなうコストの問題も低額で可能になる方法も提示されており、職員が外部での相談窓口が持てるように取り組みを進めてほしいという期待が大きかったのでは。

（委員）

「補助金見直し検討委員会」に参画したが、そこでの議論結果が何も反映されていないのでは。要綱の見直しなどもされていないと聞いており、今の状況を教えてほしい。

(副委員長)

補助金の支給・不支給の議論は作業部会でなされたのか。公益通報者保護制度についても、設置に向けてもう少し取り組むよう表現を強めてもいいのでは。

(委員)

法務能力の議論で、組織など枠組みの議論と、職員個人の意識向上の議論の二つに絞られた経過が知りたい。また全体的な感想として、前回調査結果の各課でばらつきのある回答を見ると、条例に対する職員の姿勢や意識の向上といったものを指摘する必要があるのではないか。そうしないと個別の部署の個別の担当が回答して終わりであれば、この条例の取り組みそのものが徐々にしぼんでしまうと思われる。

### 【第3条：人権尊重】

(委員長)

今の段階で建議の文章をどのようにまとめるかではない、不十分な部分があれば、次回の調査で補充的な調査をどうかけていくのかという議論を行う。個別の条文ごとに見ていきたい。まず障害者自立支援法の補足説明として、この法律はすでに施行していて、国全体に効力が及ぶものである。そして条文の中に5年経過時の見直しの規定があり、その時期が平成23年3月ということである。課の回答は、その時期に合わせて国や府の動向を見ながら検討したいというものである。ただ全国的な動きとして、民主党のマニフェストに自立支援法の廃止が挙げられており、今後一年程度かけて議論をする中で見直しを図るのか、別の仕組みを作るのかの結論を出すものと思われる。そのため平成23年3月というスケジュールは流動的である。国全体の流れとして、政権が変わり、議論の積上げがあまりない状態で政治主導で仕組みが大きく変えられている。自治体としては、この動きをただ待つのか、地域課題に対して自主的に向き合っていくのか判断が求められているであろう。第3条のまとめとしてもこの流れをふまえたものになるのでは。それを検討するにあたって、今後の建議までのスケジュールを事務局より説明してほしい。

(事務局)

今年の11月末に最終建議を行う予定で、それまでにあと3回の委員会を開催したい。そして各課への調査は4月から5月にかけて、新年度の新しい体制での新たな取り組みを問いかけていきたい。これが調査としては最終になる。また施行5周年の記念フォーラムを8月から12月にかけての間に開催したいと考えている。

(委員長)

今日の議論は、新年度に行われる予定の各課調査の内容をどうするのかということに絞りたい。方向性を出して、それに沿った形で作業部会で具体的な調査内容を詰めてもらいたい。

(委員)

第3条は人権尊重という大きなくくりであるが、回答は各課に分かれている。市民としてはそのような縦割りを取り払うような仕組みを、市には考えてほしい。

(委員長)

調査としては各課に問いかけをせざるを得ない。その結果を受けて、委員会として整合を図り、建議にどう結びつけていくのかという議論になるのでは。

### 【第13条：職員の責務】

☆行政手続条例について

(副委員長)

行政手続条例について、作業部会では業務で実際に使用する書式のサンプルを用いて議論を行ったが、全庁で統一的なフォーマットがあるのか。また審査基準についても各課に個別対応で任せているのか。これらについて調査してはどうか。

(委員長)

まとめに補助金の支給・不支給決定が行政指導だとあるが、通説では行政指導ではない。一方的な贈与だと位置付けられている。そしてその対象は、申し込みを行った相手方としている。これは法的な意味での申請ではない、申請は権利であり、拒否されれば不服申立てを行うことができるが、補助金は一方的な贈与なので、もらえなくても不服を言う権利がない。だから行政手続法による「申請に対する処分」手続から除外されている。ただし、補助金については、その支給要綱を公開すべきであるとはいえる。まとめは修正すべき。

前回調査依頼をした意図は、行政手続法が改正されて意見公募手続が付加されたが、それに伴って岸和田市の行政手続条例を改正したのかどうか、確認してほしいということであった。国の場合、審査基準、処分基準、行政指導指針もパブリックコメントの対象にしているが、自治体ではほとんど対象にしていない。

(副委員長)

パブリックコメントの件数や出された意見に対する各課の回答、考え方は公開しているのか。

(事務局)

件数および内容、それに対する各課の回答については、ホームページ上で公開している。また行政手続条例に関する部分のまとめは大幅に変更する。

(委員長)

行政手続条例の所管課に対しては本法改正時に対応したのかどうか。行政手続条例と比較して対象範囲が広いのかどうか。補助金の支給要綱を公開しているのかどうか。していないのならなぜか。パブリックコメント担当課に対しては、何を対象事項にしていくのかをそれぞれ聞いてほしい。

#### ☆公益通報者保護制度について

(副委員長)

作業部会で二つの論点を示したが、市が公益通報に対する処分監督権限がある行政機関であるということが理解されているのかどうか問いかけてもよい。

(委員)

各課調査については、現状であなたが公益通報をして守られると思いますか、という少し強めの聞き方をすれば、回答もだいぶ変わってくるのでは。

(委員長)

資料にある政令市での設置状況を見ても、外部窓口を設置している自治体の中で、たくさん通報件数があるのは大阪市のみである。いくら設置しても、機能するような機関でないと意味がない。改革推進室には、現状で1件も通報がないのはなぜなのか聞いてほしい。問題がないと思っているのか、原課から言いにくいからなのか。また指定管理者の従業員が訴えようとしても、通報先は市ではなく指定管理業者なので、行政機関通報のあて先は労働基準監督署になる。そのため、別途、市の公益通報条例で保護している自治体もある。このような事例を提示して今のままでいいのかという聞き方をして、変わらなければ建議をしてはどうか。

(副委員長)

市職員への匿名調査はできないのか。ぜひ本音を聞いてみたい。サンプル調査でもいいので、通報したい事案を持っているのかどうかなど聞くことを検討してほしい。

☆不当要求行為について

(委員長)

これについては了承。

【第21条：情報共有】

【第23条：説明責任】

(委員)

広報指針の作成について、先進事例があまりないとあるが、三重県に「みえ政策評価システム」があるので参考になるのでは。また説明責任はどう理解したらよいのか知りたい。

(委員)

三重県の政策評価システムについて、市民が市の政策を評価して、それを行政が受け止めるというのは難しいという印象。本来はダメなところを探す視点だけではなく、よりよくしていく、気づかせる視点も必要なのだが、日本人はそれに慣れておらず、気づき型の評価が定着しにくい。三重も前知事のイニシアチブがあったので進められたが、条件が整っていない自治体で同様に成功させるのは難しい。人に多分に影響されるので、三重でも知事が変わってうまくいっているとは言いがたい。

また説明責任について、イギリスでは当事者がラウンドテーブルについてまずアカウンタブルボディー（最終責任者）を決める。それが必ずしも行政になるとは限らず、自動的に決まっているものではない。日本は同じ形態で事業を進めているわけではないが、本來說明責任という、もう少しキツイ部分まで含んでいるものと言える。指針についても、単に今まで説明してこなかったからしましようということだけではなく、将来的に市民参加協働型の岸和田市を作っていく場合、市民の側にも行政の側にもそれぞれが説明責任を負わなければならない場面が出てくると思われる。今すぐに議論する必要はないが、それを見通しながら議論する。今は現実を見て、できるところからステップアップしていくことが重要であり、こちらから一気に最終像を提示するのではなく、委員会ごとに提言をしていくのがよい。

(委員長)

先進事例について、日本広報協会で月刊誌「広報」を出版している。そこで良い広報誌やホームページのランク付けもある。担当課なら知っていると思うが、そこに情報があるのでは。まとめとしてはこれでよい。

【第25条：組織】

【第28条：行政評価】

(委員長)

いずれも進捗状況の報告を適宜受けるということであり、これについては了承。

【第26条：法務】

(委員)

予算がないや人の配置が困難といった各課回答の中で、どうやったら現行の枠組みの中で可能かということに議論が進んでいった。自治基本条例推進員に法務担当を担わせてはどうかというのが私の意見。前職で私も担当にならされたが、他の業務を持ちながらでもそんなに負担ではなかった。第1回目の推進委員会で、総務管財課法規担当に出席してもらったが、もっぱら自分たちで担っていくという回答であった。これからはそんな時代ではないのではと話したが、

これに関して市のガードが固いというか、いい返事をもらっていないという現状である。

(委員)

市にもISOを導入すれば、各課にそういったことを主導する人材が必要となる。このまとめでは研修に逃げてしまっているように感じるので、もう少し工夫が必要ではないか。

(委員長)

作業部会でもう少し議論を詰めてほしい。

(委員)

議論が絞られてきたので、事務局が担当課と間接的にやりとりするのではなく、各課の担当者にこの委員会に来てもらったり、委員が直接職場に出向くということも考えられるのでは。ただ委員にそのような権限があるのかは不明であるが。

(委員)

行政経験もない個人の委員が職場に入っていくのはどうか。事務局が取り持ってもらう現行の形でいいのでは。今までこれで機能しなかったわけではないので、将来的に必要であれば変更すればよいのでは。

(委員長)

最後に議論したい。

## ●条例の趣旨普及

(事務局)

前回委員会にて作業部会で検討するよう指示を受けたため、作業部会で検討を始めたものの、建議に対する各課調査回答の検討と議論に時間を費やし、まだ各委員から一部意見を出してもらった状態である。そのため、各委員それぞれの意見をペーパーに記入して次回の作業部会で提出してもらうようお願いしている。なお、次回の作業部会の日程もすでに決定しており、そこで引き続き検討を行いたい。

(委員長)

検討を続けてもらって、次回の推進委員会で報告してもらいたい。

## ●条例の見直しの検討について

(委員長)

条例本体について見直しが必要かどうか。基本的には運用状況の改善があって、それで解決できない場合に条例の改正の議論が必要になる。まずは現状での問題点・改善点を把握することが優先で、その中である程度方向性が出てきた段階で、各課との認識が大きく異なる場合はヒアリングを行うという流れではないか。ただ条例の改正となると関係課の意見も聞きたい。

先ほどの委員による直接調査の件について、以前パブリックコメントの状況などを委員会で担当課から聞いた記憶があるので、来てもらう前例はある。しかし課に出向くのは初めての試みであり、どちらがふさわしいのかももう少し議論してほしい。

(事務局)

説明責任については、調査の段階で各課に伝えており、場合によっては担当者に説明を求めることもありえるということも合意済みである。業務中の原課に出向くのは困難と思われるので、あらかじめヒアリングしたい内容をまとめた上で、各課の担当者に作業部会に出席させて、直接聞くという方法も可能である。

(委員)

条例の見直しについて、現在議会基本条例の策定に向けた検討が進んでいると聞いているが、

その内容によっては自治基本条例本体にも作用することが考えられる。

(委員)

条例の施行から5年が経過しており、見直しの議論に先立って、法律の全国的な動きといったものを一度ご講義願いたい。

(委員長)

国の動きがきわめて流動的であり、あまりそれにとらわれずに、地道な地域課題から取り上げて、それを解決していくという方向性のほうがいいのでは。

以 上

●次回の会議日程

第11回自治基本条例推進委員会作業部会 平成22年2月25日(木) 18:30～

於：職員会館3階 第1・第2会議室

第6回自治基本条例推進委員会(第2期) 平成22年5月14日(金) 13:30～ 場所未定